



加古川市 こども・若者計画



令和7年3月 加古川市

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の推進体制	2
6. 本市の現状	3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	6
2. 基本目標	7
3. 計画の体系	8

第3章 施策展開

1. 施策体系ごとの基本施策	9
2. 取組内容	20
3. 参考指標	36

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域の設定 及び 推計児童数	37
2. 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	39
3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	43

第5章 参考資料

1. 計画の策定に係る市民参画の状況	51
2. 加古川市子ども・子育て会議委員名簿	52
3. 加古川市子ども・子育て会議条例	53

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進行や人口減少、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化などにより、こども・若者や子育て家庭、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、2023（令和5）年4月に、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

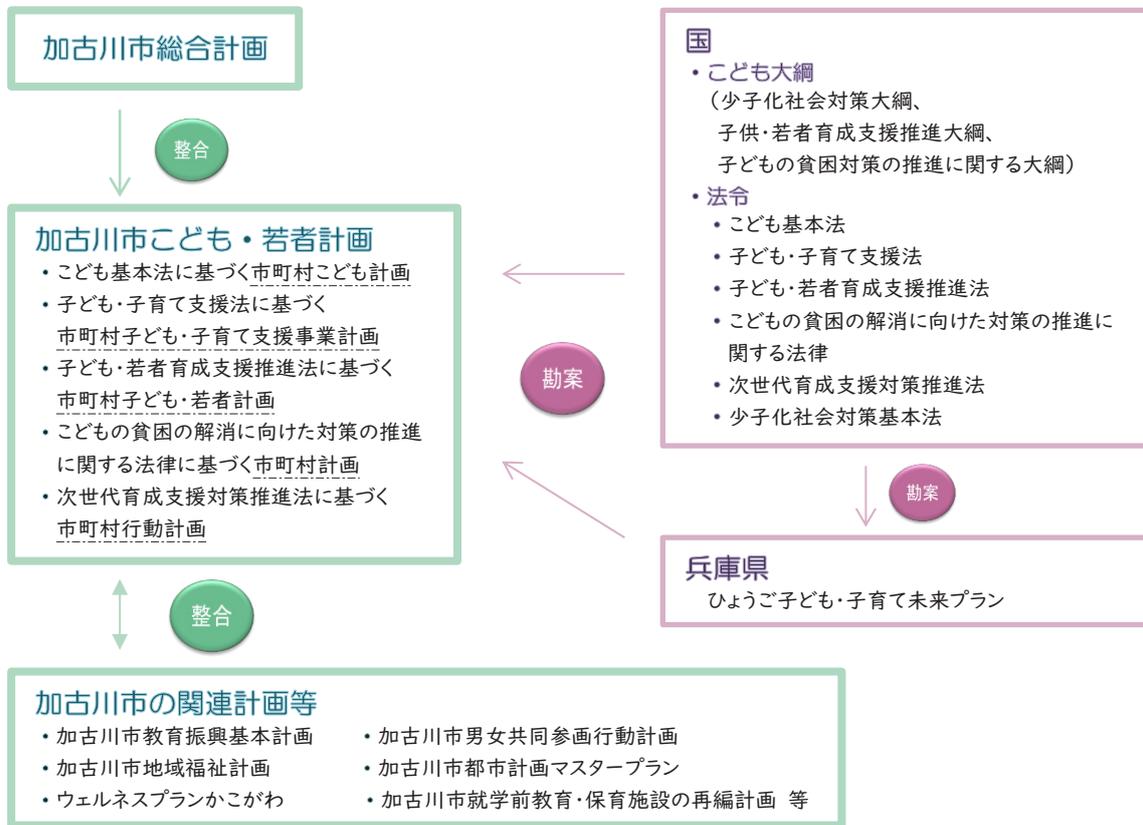
「こども大綱」では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市では、こどもを家庭、地域住民、各種団体、学校園、企業、行政など、地域社会全体で見守り育てていくため、平成17年に「加古川市次世代育成支援前期行動計画」、平成22年には「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。また、平成27年に国が「子ども・子育て支援新制度」を本格的に開始したことを受け、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和6年度までの10年間にわたり、様々なこども・子育て支援の取組を推進してきました。

「加古川市こども・若者計画」では、これまでの取組を継続しながら、国の動向や、新たな法律や大綱も踏まえ、保健、医療、福祉、教育など各分野と連携し、妊娠期から子育て、保育、教育、さらには思春期や社会への自立まで、切れ目のない支援を提供し、全てのこども・若者とその家庭が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条、子ども・子育て支援法第61条第1項、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定するものです。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

計画の対象は、こども・若者（若者は概ね18歳から40歳未満の者）、子育て当事者及びこれらを取り巻く地域社会とします。

5. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育など各分野と連携し、国の動向や、新たな法律や大綱も踏まえ、関係機関と連携を図り進めていきます。また、計画の評価・検証にあたっては加古川市子ども・子育て会議で継続的に審議していきます。

6. 本市の現状

(1) 人口の動向

本市の総人口の推移をみると、平成28年以降は減少傾向が続いており、令和6年10月1日現在の推計人口は254,947人となっています。



出典:加古川市推計人口(各年10月1日現在)

(2) 就学前児童数(0~5歳)の推移

本市の就学前児童数(0~5歳)の推移をみると、平成28年から3,477人(24.8%)減少しており、少子化が急速に進行しています。



出典:加古川市住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 小学校等就学児童数の推移

本市の市内公立小学校等の就学児童数の推移をみると、平成28年から1,846人(12.7%)減少しており、少子化が急速に進行しています。



出典:加古川市教育委員会(各年5月1日現在)

(4) 自然動態（出生数・死亡数）の推移

本市の自然動態をみると、自然減が続いています。



出典:加古川市総務部総務課「加古川市統計書」

(5) 社会動態（転入者数・転出者数）の推移

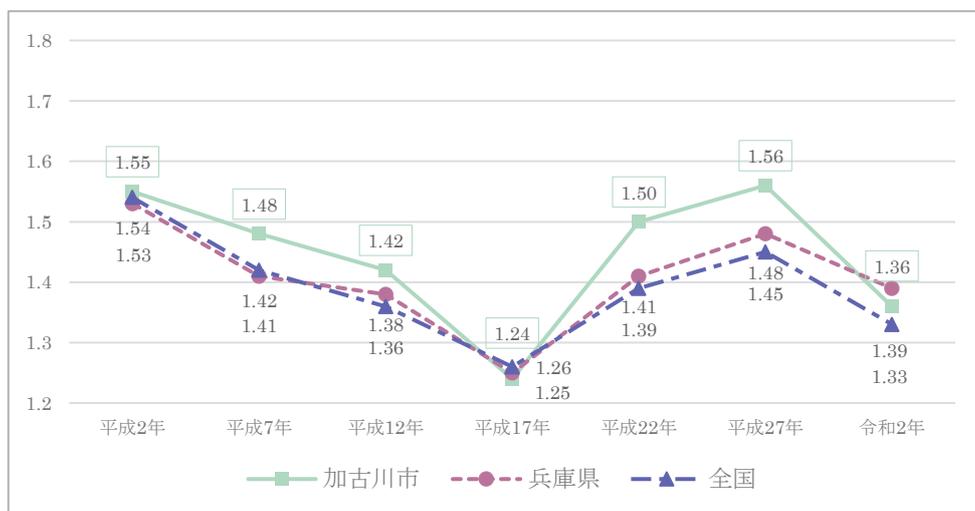
本市の社会動態をみると、近年社会減が続いていましたが、令和5年に社会増に転じました。



出典:加古川市総務部総務課「加古川市統計書」

(6) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.24まで落ち込みました。現在の人口を維持できる水準の2.07を大きく下回っている状況です。



出典：兵庫県福祉部総務課「人口動態調査」

(7) 婚姻・離婚の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向が続いています。また、本市の離婚件数は、年間400件前後となっています。



出典：兵庫県福祉部総務課「人口動態調査」

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育てをみんなで支えあい、
こども・若者が健やかに育つまち加古川

本市では、こどもの健やかな成長を支援するため、妊娠から子育てまでをトータルでサポートしてきました。引き続き、これらの取組を進めるとともに、こどもだけでなく、若者に対しても社会全体で支えあうことを目指します。

そのため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、こども・若者が健やかに育つまち加古川」とします。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の4つを基本目標として定めます。

I 子ども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する

《《子どもの権利》》

未来を担う子ども・若者は、保護者や社会の支援を受けながらも、自立した個人としての権利を有しています。子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。また、社会に対しても理解を促し、環境整備を進めます。

II 子ども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える

《《子ども・若者 本人の視点》》

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、一人一人の子どもの視点に立った教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切となるように取り組んでいくことが大切です。

子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、自身の個性を理解し自己肯定感を高めることができる環境づくりに取り組んでいきます。

III 安心して子どもを生み、子育てに喜びや生きがいを実感できる環境を整える

《《保護者の視点》》

子育てにおいて、保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長の実現が図られるように取り組んでいくことが大切です。

子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、保健、医療、福祉、教育などの支援を行い、保護者を支えます。

IV 地域・社会全体で子ども・若者の育ちと子育てを支える

《《地域・社会・支援者の視点》》

子ども・若者が健やかに成長することのできる社会の実現には、家庭のみならず、社会のあらゆる人が、相互に協力して子育てを支えあい、子どもの健やかな成長を見守り育むように取り組んでいくことが大切です。地域・社会全体で、子ども・若者の育ちと子育てを支えます。

3. 計画の体系

「基本理念」	「基本目標」	「基本施策」	「基本施策の区分」
子育てをみんなで支えあい、こども・若者が健やかに育つまち加古川	I こども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する 《こどもの権利》	(1) こども・若者の権利の普及啓発・情報発信	① こども・若者の権利の普及啓発・情報発信
	II こども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える 《こども・若者本人の視点》	(2) こども・若者の意見表明	① こども・若者の意見表明
		(3) 就学前教育・保育及び学校教育の充実	① 就学前教育・保育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 学校園の基盤整備 ④ 人材の確保 ⑤ 教育 DX の推進
		(4) 育ちに支援を必要とするこども・若者への支援	① 不登校への支援 ② ひきこもり支援 ③ いじめ防止 ④ 自殺対策 ⑤ 非行防止 ⑥ 高校中途退学の予防・高校中途退学後の支援
	III 安心してこどもを生み、子育てに喜びや生きがいを実感できる環境を整える 《保護者の視点》	(5) 健やかな心と体の育成	① 体力向上・健康づくりへの取組 ② 食育への取組 ③ 医療体制
		(6) 若者の経済的自立と結婚への支援	① 就労支援 ② 結婚支援
		(7) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	① 妊産婦への保健対策 ② 産前・産後の家事・育児等への支援 ③ 不妊治療等への支援 ④ 子育て家庭への相談体制
		(8) 子育て家庭等の負担軽減	① 安定した生活のための経済支援・住宅支援 ② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ③ 医療費の負担軽減
	IV 地域・社会全体でこども・若者の育ちと子育てを支える 《地域・社会・支援者の視点》	(9) 支援が必要な家庭を支える取組の充実	① 障がい児等への支援 ② 児童虐待防止 ③ ヤングケアラーへの支援 ④ ひとり親家庭への支援 ⑤ 外国人家庭への支援
		(10) こどもの居場所づくり	① 子育て支援施設・交流の場の充実 ② 児童クラブ、放課後の居場所
		(11) 自己実現の場と体験機会の提供	① 生活・文化体験活動の推進 ② 自然体験活動の推進 ③ 社会体験活動の推進 ④ 読書活動の推進
		(12) 仕事と育児の両立支援の推進	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 共働き・共育の推進
		(13) こどもまんなかまちづくり	① 子育て関連施設の環境改善 ② 公園等の整備 ③ 防犯・交通安全
		(14) 地域・担い手を支える環境づくり	① 家庭教育の推進 ② 地域社会の連携 ③ 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

第3章 施策展開

1. 施策体系ごとの基本施策

本計画で定める基本理念、基本目標に基づき、それぞれの基本施策を展開していきます。また、基本施策を展開していくため、様々な事業に取り組みます。（基本目標Ⅱ～Ⅳに係る具体的な取組は、20 ページ以降に掲載しています。）

基本目標 Ⅰ 子ども・若者の権利と意見を尊重する取組を推進する

(1) 子ども・若者の権利の普及啓発・情報発信

令和5年4月1日に「子ども家庭庁」が設立され、同日に「子ども基本法」が施行されました。同年12月には「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども施策に関する基本的な方針（子ども大綱より）

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

未来を担う子ども・若者は、保護者や社会の支援を受けながらも、自立した個人としての権利を有しています。つまり、自立した個人として自己を確立する過程で、意見表明や社会への参画、自己選択・自己決定、そして自己実現の主体となります。その権利を保障し、多様な人格を持つ個人として尊重することが求められます。そして、子ども・若者の「今」と「これから」として最善の利益を追求し、「子どもとともに」という姿勢で、自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で支援していくことが必要です。

そのためには、子ども・若者が自分の権利や心身の健康、社会に関する必要な情報や正しい知識を学び、それに基づいて将来を自ら選択できるようにすることが重要です。また、生活の場や政策決定の過程で安心して意見を述べ、その意見が反映される経験を重ねることによって、希望と意欲をもって未来を切り拓いていける環境を整えることが大切です。

本市においても、子ども基本法の趣旨や内容を、子ども・若者だけでなく、保護者や教育・保育の関係者を含む全ての人々に広く周知し、社会全体で共有することができるよう、情報発信や機会の確保に努めます。

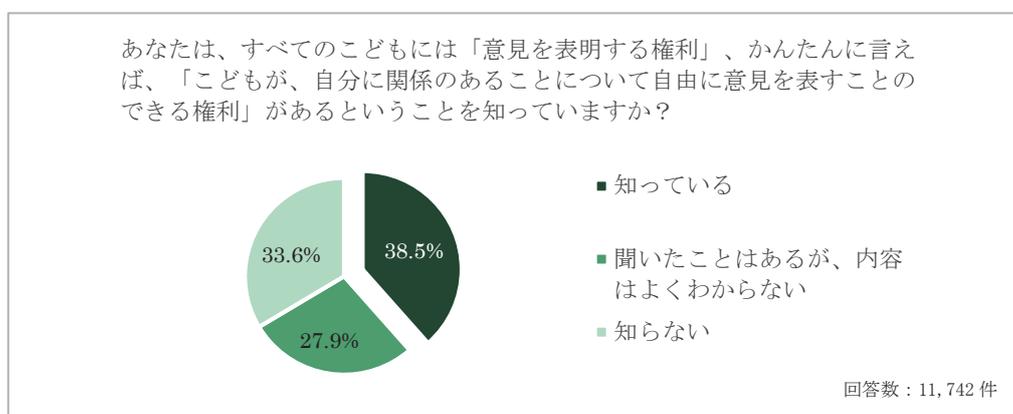
(2) こども・若者の意見表明

こども基本法において、こども・若者は、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが定められています。

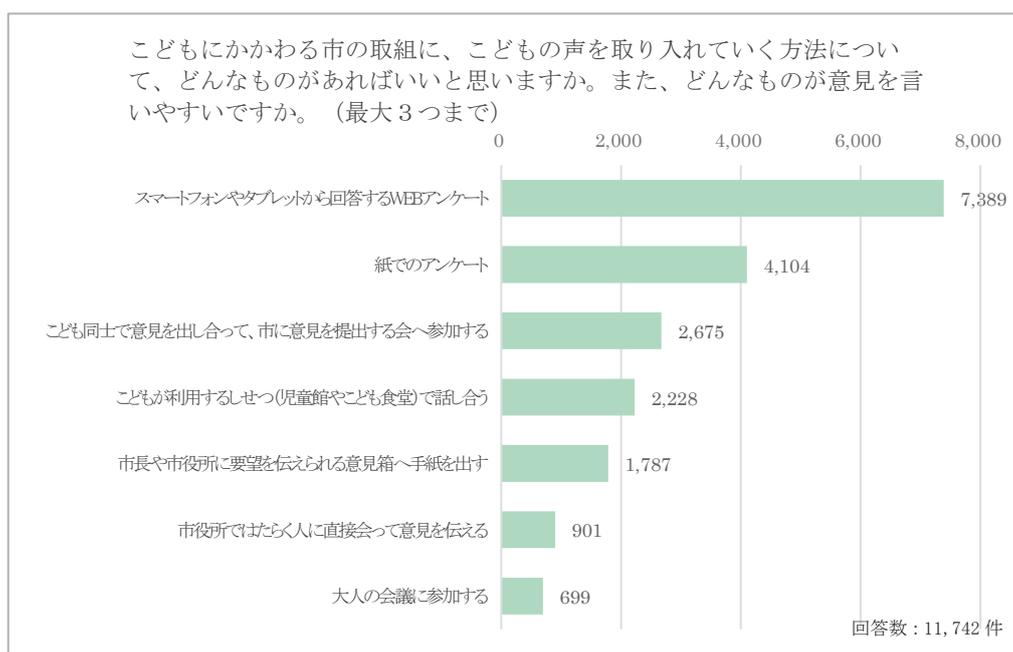
こども・若者が意見表明・社会参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行うことが重要です。

◇アンケート調査

令和6年9月に市内の小・中学校に通う児童・生徒に意見表明に関する認知度を図るためアンケートを実施しました。11,742件の回答のうち「知っている」と回答した割合は38.5%となっています。



また、こどもが意見を言いやすい手段についてもアンケートしたところ、「スマートフォンやタブレットから回答するWEBアンケート」が最も多く、次に「紙でのアンケート」、「こども同士で意見を出し合っ、市に意見を提出する会へ参加する」となっています。



子ども・若者、そしてその関係者の声を聴くことは、ニーズを的確に把握し、施策の実効性を高めるために不可欠です。そこで、本市では、子ども・若者が自らの意見を形成し、表明する機会を提供できるよう、様々な意見聴取の取組を進めます。

今後の施策に反映させるため、学校生活や地域活動といった日常生活に関すること、将来のビジョン、まちづくりなどに関するテーマを設定し、市内の学校などで子ども・若者の意見を聴いています。

◇令和6年度の取組例

【事例①】心の絆プロジェクト代表者ミーティング (学校教育課)

児童会・生徒会・学園会による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを進め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりを目指すことを目的として毎年実施しており、今年度も児童・生徒が意見交換を実施しました。



【事例②】加古川駅周辺再整備に伴う学生ヒアリング (加古川駅周辺再整備推進室)

誰もが訪れたい魅力的な加古川駅周辺の空間創りを目指し、市内の学校を訪問し児童・生徒の意見やアイデアを聴きました。



【事例③】協働のまちづくり市民会議×熟議 (市民活動推進課)

兵庫大学と連携し、市民と高校生・大学生がテーマに基づく事前学習を踏まえた話し合いを行い、その意見をグループごとに発表する取組で、令和6年度は「若者が政治に関心をもつためには」をテーマに実施しました。



【事例④】子ども食堂運営者との意見交換 (子ども政策課)

子ども食堂の活動状況や市への要望などについて市担当者、社会福祉協議会、子ども食堂運営者が意見交換を実施しました。



基本目標 Ⅱ こども・若者の心身ともに健やかな育ちを支える

(3) 就学前教育・保育及び学校教育の充実

こどもの生きる力の基礎を育み、健やかな成長を支えます。そのために、幼少期においては、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組みます。また、学校教育においては、こどもにとって望ましい学びや成長を支える環境の充実、こどもの発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図ります。

① 就学前教育・保育の充実

人格形成にとって重要な幼少期に、心身ともに調和のとれた成長を遂げることのできるよう、遊びや生活の中での多様な体験活動を充実させるとともに、就学前教育・保育の学びが小学校での生活に円滑につながるよう、小学校への連携・接続を推進します。また、各家庭のニーズにあった保育を提供できるよう、子育て支援の充実を図るとともに、乳幼児の安全及び就学前教育・保育の質の確保・向上に努めます。

② 学校教育の充実

急激に変化する時代の中で求められる資質・能力が身に付くように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進めるとともに、持続可能な社会の創り手として、積極的に社会に関わろうとする意識や態度を育みます。加えて、豊かな心の醸成や健やかな体の育成を図ることで、本市の未来を担う全てのこどもの生きる力を育みます。

③ 学校園の基盤整備

こどもが安全・安心な学校園生活を送れるよう、適切な管理による学校園施設の長寿命化や教育・保育環境の質的向上を目指した取組を進めます。また、地域のニーズに合わせた学校規模適正化に向けた検討や、令和6年度に策定した就学前教育・保育施設の再編計画を推進します。

④ 人材の確保

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士や教職員等が精神的なゆとりをもってこどもと接することができる環境が必要です。そのために、保育士や教職員等の負担を軽減するサポート体制を整えます。また、保育士や教職員等を対象とする研修の充実を図り、必要とされる多様な資質を身に付つけることのできる機会を提供します。

⑤ 教育 DX の推進

教育現場において、1人1台端末等の ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、学習状況や生徒指導上のデータを把握・活用し、児童・生徒一人一人に応じた支援や指導につなげます。

(4) 育ちに支援を必要とするこども・若者への支援

こども・若者が心豊かな人間性を備え、一人一人が伸び伸びと育ち、その権利が守られる地域社会を作ることが重要です。

多様で複合的な問題解決に向けて、関係機関が相互の連携と協働を図るとともに、こども・若者が心豊かで健やかに育つための環境づくりに取り組みます。

①不登校への支援

アンケートや児童・生徒への教育相談を通じて、未然防止・早期対応に取り組みます。また、関係機関等との連携に基づく相談体制や情報共有、不登校支援のあり方についての検討を行い、多様な学びの場の充実を図ります。

②ひきこもり支援

将来や人間関係等に悩みや不安を抱え、ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

③いじめ防止

アンケートや児童・生徒への教育相談を通じて、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関との適切な連携を行います。また、いじめの再発防止に向けて継続的な見守りを行います。

④自殺対策

誰もが自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、多様な主体による連携の強化、自殺対策を支える人材の育成など、総合的な自殺対策を進めます。

⑤非行防止

少年非行の未然防止のため、児童・生徒及び保護者への啓発や、各地域での見回り活動を実施するとともに、関係機関と連携した対応を行います。

⑥高校中途退学の予防・高校中途退学後の支援

高校中途退学を予防するため、高校における指導・相談体制の充実を図るとともに、やむを得ず中途退学した者に対する支援を行います。

(5) 健やかな心と体の育成

未来に向けて健康に暮らすために、各ライフステージにおいて心と体の健康づくりを推進するとともに、健康づくりのための支援を誰もが希望するときに受けることができる環境の整備を進めます。

①体力向上・健康づくりへの取組

健康に暮らすためには、健康意識の向上を促し、健康的な生活習慣を身に付けることが重要です。体力・運動能力向上のための取組の充実を図るとともに、気軽にスポーツを体験する機会の提供や、自身の健康に興味を持つことができる施策の充実を図ります。

②食育への取組

幼少期から食によるコミュニケーションを通して豊かな心を育み、食への理解を深めていく食育を推進していくことが重要であるため、食と関わる体験活動や、家庭・地域と連携した取組の充実を図ります。

③医療体制

適切な保健・医療サービスが提供できるよう環境整備に努め、子どもが健康に生活できるよう支援します。

(6) 若者の経済的自立と結婚への支援

誰もが互いに支えあいながら、自分らしく暮らすことを実現するためには、各自が希望する生き方を選択できることが重要です。安心して働くことのできる就業機会の確保や、結婚を希望する人へのサポートを行います。

①就労支援

求職者の就労機会の確保、地域企業の雇用機会の拡大と推進に努めます。

②結婚支援

結婚を希望する人が安心して結婚できる環境を整えるなど、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成するとともに、結婚期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築につなげます。

基本目標 Ⅲ 安心して子どもを生み、子育てに喜びや生きがいを実感できる環境を整える

(7) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

少子化進行の要因として、晩婚化の進行や生涯未婚率の上昇などが指摘されています。本市では社会全体で妊娠・出産・子育てを応援する機運を醸成し、妊娠・出産・子育ての希望が叶うことを目指し、支援を行います。

① 妊産婦への保健対策

母子が心身ともに健全な状態で、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、保健師等による面談の実施、乳児家庭への全戸訪問などの支援を行います。

② 産前・産後の家事・育児等への支援

育児への不安やストレスを軽減し、安心して子育てを行うことができるようサポートを行います。

③ 不妊治療等への支援

不妊治療等に係る費用の一部を助成することで、経済的負担を軽減し、不妊に悩む方への支援を行います。

④ 子育て家庭への相談体制

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を実施し、妊産婦等が適切な支援を受けられるようにつなげます。

(8) 子育て家庭等の負担軽減

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できることを目指します。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減から、安定した生活を目的とする支援、保護者の就労支援、自立のための経済的支援など、必要な支援を行います。

① 安定した生活のための経済支援・住宅支援

貧困による学習・進学のための機会喪失、意欲の低下、社会的孤立を防ぐため、生活困窮者に対して支援を行うことで、子ども・若者の将来につなげ、貧困の連鎖を防ぐ対策を行います。

② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

全ての子どもが家庭の経済状況に関係なく教育を受けることができるよう、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を行います。

③ 医療費の負担軽減

全ての子どもが安心して医療にかかることができるよう、医療費負担の軽減を行います。

(9) 支援が必要な家庭を支える取組の充実

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による孤立が指摘されており、支援の必要性が高まっています。

支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援を行うため、関係機関との連携を深め、切れ目のない支援が行えるよう体制の強化を行います。

①障がい児等への支援

障がい児やその保護者等が抱える課題やニーズが多様化するなか、障がいのある子ども・若者について、療育支援等の充実を図り、関係機関との連携強化による支援体制の拡充を進め、地域社会への参加を支援します。

②児童虐待防止

児童虐待とは、親や保護者等が「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達を阻害すること」であり、子どもの心身だけでなく、将来の生活も傷つける可能性のある重大な問題です。通告・相談を受けた家庭に対し、個々のケースに応じた適切な対応を行います。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、学校生活に影響を及ぼし、心や体に不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合があるものの、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり顕在化しづらいことから、関係機関が連携し、早期発見することが重要です。ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何かを本人と一緒に考え、支援につなげます。

④ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、必要な支援を行います。

⑤外国人家庭への支援

在住・訪問する外国人は増加しており、外国人に対する日本語教育や生活支援の充実、外国人を支援するボランティアの養成などに取り組む必要があります。また、外国人児童・生徒等に対するサポート員の配置など、支援体制を構築していきます。

基本目標 IV 地域・社会全体で子ども・若者の育ちと子育てを支える

(10) こどもの居場所づくり

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所は必要不可欠です。近年、地域のつながりの希薄化や少子化・核家族化の進展に伴い、児童虐待に関する相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、子どもを取り巻く環境が一層厳しさを増しています。このような状況を踏まえ、地域全体で子どもを見守る必要性が高まっています。

全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学び、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長することができるよう取り組みます。

①子育て支援施設・交流の場の充実

子育て情報の提供、子育てに不安や悩みを抱えている方へのサポートなど、保護者が安心して楽しく子育てできる環境を整え、子どもが気軽に自由に利用できる交流の場を設置します。

②児童クラブ、放課後の居場所

放課後等の時間帯に家庭に代わる生活の場を確保し、安全・安心に過ごすことができるよう、児童クラブの質の向上を図ります。また、学校だけでなくその他の場所にも、子ども・若者が居場所と感じられる場を確保できるよう努めます。

(11) 自己実現の場と体験機会の提供

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。幼少期の「やってみたい」という主体的な遊びからスタートし、自然とのふれあい、様々な人との関わりや地域行事への参加などを通して、自分で考え主体的に判断する力、ともに生きる心の育成に繋がります。

そのような機会を創出するための、環境整備を進めます。

①生活・文化体験活動の推進

生活・文化体験活動とは、放課後に行う部活動、スポーツ、お手伝いなど、地域や学校における行事のことです。地域資源を生かした遊びや体験の機会を通して、基本的なコミュニケーション能力や生活習慣を身に付け、こどもの社会性や思いやりなど豊かな人間性を育みます。

②自然体験活動の推進

自然体験活動とは、野外活動・自然・環境に係る学習活動のことです。野外活動・自然や環境に係る学習・体験活動の充実を図り、人や自然とつながる経験などを通じて、日常の生活を客観的に見つめ直し、豊富な刺激を受けることで心の成長を促します。

③社会体験活動の推進

社会体験活動とは、ボランティア・職場体験のことです。こども・若者が社会で自立し、様々な人と協力しながら社会を生き、地域の課題に積極的に参加する力を身に付ける機会を創出します。また、こども・若者が自らのライフデザインを描けるような様々な仕事・ロールモデルに触れる機会を創出します。

④読書活動の推進

読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことは極めて重要です。行政、家庭、地域、学校等が連携し、様々な機会提供と環境整備を進めます。

(12) 仕事と育児の両立支援の推進

誰もが互いに責任を分かち合いながら、仕事、家事、育児、介護、地域活動の場で活躍でき、ともに生活しやすい社会の実現を目指し、取組を進めます。

①ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な生き方や働き方を選択できるよう、生活全般についての意識の見直しを進める必要があります。そのため、関係機関と連携し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備へつなげるよう意識啓発を行います。

②共働き・共育での推進

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続けたい人が増えている中で、仕事と育児の両立を支援していくことが重要です。一人一人の希望に応じて、誰もが仕事、家事、育児をともに担うことができるよう、総合的な社会環境の整備を進めます。

(13) こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるように、生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や保護者同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出など、こども・子育て支援環境の充実を図ります。

①子育て関連施設の環境改善

こども・子育て支援の充実に向けて、妊婦や子育て世帯にとって使いやすく、また保護者同士が交流しやすい場所を目指した環境整備を行います。

②公園等の整備

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、保護者同士・地域住民の交流機会の創出につながる整備を行います。

③防犯・交通安全

こどもが安全・安心に日常生活を送ることができるように、防犯対策や交通安全対策を行います。

(14) 地域・担い手を支える環境づくり

こども・若者や子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業なども含めた社会全体で、こども・若者や保護者を見守り、成長に協力していくことができるように意識の醸成を図ります。

①家庭教育の推進

全ての教育の出発点である家庭において、保護者が自信を持ち、安心して子育てをすることができるよう支援するとともに、社会全体で家庭の教育力の向上を目指します。

②地域社会の連携

学校運営協議会や学校園支援ボランティア等を通して、学校園・家庭・地域の連携・協働をさらに進め、こどもの学びと育ちの充実を図ります。

③多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

地域コミュニティ団体においては、こどもの見守りや地域の清掃、防災への取組を行うなど、地域が支えあう重要な基盤となっています。関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や保護者を支えます。

2. 取組内容

基本施策を展開していくため、様々な事業に取り組みます。基本目標Ⅱ～Ⅳに係る具体的な取組を掲載しています。

(3) 就学前教育・保育及び学校教育の充実

① 就学前教育・保育の充実

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
1	保育所・認定こども園の運営	公立園において、紙おむつ処理、登降園管理システム導入等により保護者や保育士等の負担軽減を行う。	幼児保育課
2	時間外保育(延長保育)	特定教育・保育施設や地域型保育事業所において、教育・保育給付認定を受けた保護者に通常の保育時間帯以外の時間に保育を提供する。	幼児保育課
3	一時預かりの実施	幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり事業及び保育所等における家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児を対象とした一時預かり事業で、希望する保護者が利用できる環境を整備する。	幼児保育課
4	こども誰でも通園制度	国の制度計画に基づき、未就園の0歳6か月から3歳未満のこどもを親が就労していなくても保育所等にこどもを一定時間預けることのできる制度を整備する。令和8年度から実施予定。	こども政策課
5	保育所や認定こども園への看護師配置	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合や保育中に体調不良となった児童の体調等を管理するために、看護師を配置する保育所等に対し経費の一部を補助し、児童の安全をより一層確保できる保育環境を整える。	幼児保育課
6	就学前教育・保育と小学校の連携	保育所等から小・中学校への進学の際に、こども自身に生活や学習、集団規模の違いなどによりギャップが起こる事がある。こどもの連続した成長を支えるために、カリキュラムの充実を図り、合同研修等を通じて、就学前教育・保育と小学校教育の相互理解に努める。	幼児保育課
7	多様な主体の参入促進	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取組を行う。	こども政策課 幼児保育課
8	ふれあい保育・園庭開放の実施	乳幼児のいる保護者同士の交流を支援する。また、情報交換や子育てに係る相談の場を設ける。	幼児保育課
9	就学前教育・保育施設等の質の確保・向上	就学前教育・保育施設等において、原則年1回以上の指導監査を行うとともに、兵庫県とも連携や情報共有を図る。また、虐待や不適切保育を把握した際は、迅速な事実確認と指導を行い、乳幼児の安全及び就学前教育・保育の質の確保・向上を図る。	法人指導課 こども政策課 幼児保育課
10	幼稚園・こども園教育研修会の実施	幼少期において身に付けさせたい資質・能力を育む就学前教育・保育の充実を図るため、計画的に研修会を実施する。また、キャリアアップ研修を実施する。	幼児保育課
11	幼児教育センター	(仮称)かこいこども園に幼児教育センターを併設し、保育士の資質向上や特別支援教育の研究を行うほか、幼児教育アドバイザーを配置して、市内の各就学前教育・保育施設を巡回し、助言などの支援を行う。	幼児保育課

② 学校教育の充実

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
12	インクルーシブ教育システムの構築	特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るために、スクールアシスタントや補助指導員等の人的支援を含めた教育環境を整備するとともに、加古川養護学校のセンター的機能等を活用し、障害についての理解や教職員の資質向上を図る。	教育支援課
13	キャリア形成	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識にもつ偏見をなくし、多様な選択を可能にするための、ライフプランニングを踏まえたキャリア形成に関する学習機会を若年層へ提供する。	市民活動推進課 幼児保育課 学校教育課
14	男女共同参画に関する教育の充実	こどもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進める。	市民活動推進課 幼児保育課 学校教育課
15	人権教育の推進	同和問題をはじめ、こども、女性、障がい者、外国人、LGBTQ+などの人権課題に対する正しい認識を深められるよう教育を行う。また、人権に関する相談窓口を設置する。	人権文化センター 学校教育課
16	性の多様性に関する知識の普及啓発及び相談体制の確保	性の多様性に関する情報を児童・生徒が入手しやすいよう、学校内へのチラシ等の掲示、学校へのDVDの貸出、啓発リーフレットの配布等を行う。また、児童・生徒だけでなく、家族、学校関係者など、誰でも専門相談が受けられる体制を整備し、情報発信を行う。	市民活動推進課
17	防火・防災意識の向上	市内の小学校3年生を対象に、消防職員が防火に関する授業を行い、学童期からの防火意識の向上を図る。	予防課
18	消費者トラブルの未然防止	情報リテラシーが十分でない児童・生徒を対象とするインターネットトラブル防止講座の実施や、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルを未然防止のため啓発を行う。	生活安全課 教育支援課
19	教職員の研修実施及び質の確保・向上	学習指導要領に対応した実践的指導力と ICT 活用指導力の向上を目指した各種研修講座、研修会等を開催する。また、体罰や不適切な指導の防止を徹底する。	学校教育課
20	学校水泳授業の民間委託化	学校水泳の指導業務を民間に委託する。授業は、泳力別の班分けによる少人数制で実施し、専門インストラクターの技術指導により、児童・生徒の泳力向上につなげる。また、監視員（巡回・定点）をプールサイドに配置し、安全で安心な授業環境を整える。	教育総務課
21	主権者意識の醸成	互いの意見の良さを認めながら解決方法等について合意形成することや、児童・生徒一人一人が意思決定することで、集団や社会における人間関係をよりよく築いていこうとする意識の醸成を図る。	学校教育課
22	教育相談体制の充実	学校生活全般や不登校、子育てに関する問題の解消及び軽減に向け、心理士による面談や教育相談員による電話相談を行う。また、児童・生徒の1人1台端末内から「ひょうごっ子悩み相談」につなげることができ、児童・生徒が24時間いつでも相談できる体制を整える。	教育支援課

③ 学校園の基盤整備

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
23	就学前教育・保育施設の再編	私立施設の教育・保育の活力を維持しながら、市全体の就学前教育・保育施設全体の中で市立施設が担うべき役割や機能を示し、配置を含めた市立施設の再編計画を令和6年度に定めた。状況に応じて適宜見直しをしつつ実施する。	こども政策課
24	学校規模適正化の検討	児童・生徒数が減少する中、こどもにとってより良い教育環境を確保するため、地域の実情を踏まえた学校の規模適正化と適正配置を行う。	教育総務課
25	学校園の環境整備	空調設備設置、トイレの洋式化改修、LED照明設置、小学校での冷水機の設置工事など、学校園施設の環境改善工事を行う。	幼児保育課 学校施設課

④人材の確保

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
26	保育士等の確保	保育士不足解消のため、保育士等就労支援一時金を支給する事業者への補助、奨学金返還額の一部補助等、保育士等の新規確保及び定着を図るための取組を実施する。	幼児保育課
27	保育士等の処遇改善	教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上のため、職員への賃金改善を実施する。	幼児保育課
28	潜在保育士の支援	潜在保育士（保育士資格を有するが就労していない保育士）が就業意欲を高め、保育現場に復帰するための取組を実施する。	幼児保育課
29	スクールサポートチームの活用	学校だけでは対応が困難な諸問題に対して、学校からの要請に迅速な対応をするため、教育委員会内に法律・福祉・心理・教育・警察の5つの専門部門で構成するスクールサポートチームを設置し、課題を抱える児童・生徒及びその保護者への早期対応に取り組む。	教育支援課
30	中学校部活動の外部技術指導者派遣	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革への準備を進める。	学校教育課

⑤教育 DX の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
31	GIGA スクール環境整備	1人1台端末が快適に使用できるよう普通教室への光回線の整備・維持に努める。	学校教育課
32	ICT を活用した学習活動の充実	1人1台端末を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指し、授業改善の研究を進める。	学校教育課
33	メディア・リテラシー、情報モラル教育の充実	専門家によるネットパトロールを実施し、児童・生徒へ適切な指導を行い、犯罪やトラブルに巻き込まれないように促す。また、出前授業（情報モラル教室）を実施し、SNS 機器の正しい使い方等の授業を行い、児童・生徒のSNSトラブルの未然防止を図る。	教育支援課

(4) 育ちに支援を必要とするこども・若者への支援

①不登校への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
34	校内サポートルームでのメンタルサポーターによる支援	学校や教室に行きづらい児童・生徒の校内の居場所である校内サポートルームの運営や、家庭訪問等を通しての児童・生徒・保護者と教職員の橋渡し役を果たし、対象の児童・生徒の心の安定を目指す。	教育支援課
35	関係機関や専門職と連携した不登校支援	県関係機関や市関係窓口、市教育相談センターのスクールサポートチーム等の専門職による多職種連携のもと、複雑多様化する不登校等の様々な課題に対し、多角的な視点で対応する。	教育支援課
36	不登校及び不登校傾向の児童・生徒の学校外での支援	「わかば教室」、「こどもの交流すぺーす『わかば』」、小集団体験活動「アタック・ゴー」、体験活動「ピア・スペース」等の様々な体験を通して、社会性や自立心の育成を目指し、組織的な支援を行う。	教育支援課
37	多様な学びの機会の確保	登校しづらい児童・生徒の社会的自立に向け、個々の児童・生徒の状況に応じた支援や多様で適切な学びの機会の確保を推進する。	教育支援課

②ひきこもり支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
38	ひきこもり対策	ひきこもり当事者及び当事者家族からの相談に対応し、課題の解きほぐしや課題に応じた支援策を提案する。	生活福祉課

③いじめ防止

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
39	いじめの未然防止	いじめ相談窓口を周知するとともに、「居場所づくり」「絆づくり」を重視した学級・学校づくりを行い、人権教育や道徳教育の充実を通して、命や人権を尊重する態度、豊かな心の育成を目指す。	学校教育課 教育支援課
40	いじめ問題等の早期発見・早期対応	学校生活に関するアンケート(アセス)及び心の相談アンケートを実施し、それらを受けて全ての児童・生徒に教育相談を行う。また、いじめ重大事態発生時には、速やかに関係機関と連携し、国のガイドラインに沿って対応を進める。	教育支援課
41	関係機関・専門職との連携及びいじめ対策の推進体制・検証体制の整備と充実	県関係機関、市関係窓口、市教育相談センターのスクールサポートチーム等の専門職による多職種連携のもと、複雑多様化するいじめ問題に対し、多角的な視点で対応する。また、専門家による市教育委員会・学校の取組状況の評価・検証を行う。	教育支援課

④自殺対策

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
42	自殺対策	相談体制の整備、関係機関との連携強化を行う。また、市民一人一人が周りの人の異変に気付いた際に、適切な行動がとれる人材(ゲートキーパー)を養成することで、地域での見守り体制の強化を図る。	市民健康課
43	自殺予防としての相談行動促進	相談行動促進(自殺予防教育)リーフレットを活用した授業を小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施し「相談する力・心の危機に気付く力」を身に付けられるようにする。また保護者にチラシを配布し、こどもの話を聴くこと、SOSに気付くことなどの重要性について周知啓発を行う。	教育支援課
44	1人1台端末を活用した相談体制の充実	1人1台端末を活用した「加古川ホットライン」により、児童・生徒が24時間いつでもSOSを発信できる機会を確保し、誰一人取り残さないセーフティネットを推進する。	教育支援課

⑤非行防止

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
45	非行の未然防止	各学校からの依頼により、少年非行の未然防止を目的に児童・生徒に向けて非行防止教室を実施する。また、性犯罪・性非行等の少年非行の未然防止と相談窓口等の啓発を行うために、児童・生徒とその保護者へ向け、チラシを配布する。	教育支援課
46	関係機関と連携した非行防止対策	学校・警察・市教育委員会が定期的な情報共有や事案の検証等を行う。また加古川警察署管内にある小・中・高等学校等並びに大学が連携し、警察等の関係機関と協力しながら児童・生徒の健全育成及び非行等の未然防止を図る。	教育支援課
47	家庭・地域との連携した非行防止対策	各中学校区に青少年育成連絡協議会を置き、家庭・地域関係団体等と連携しながら児童・生徒の非行の未然防止・早期発見に努める。	教育支援課
48	少年補導委員による街頭補導活動の実施	市教育委員会より委嘱された少年補導委員により、各地域の見守り活動を実施し、学校や少年愛護センターと連携しながら児童・生徒の非行の未然防止・早期発見に努める。	教育支援課
49	薬物乱用防止教室の開催	インターネット上での薬物入手の防止や、薬物に対する危険性・有害性の誤認識について正しい理解を促すため、東播少年サポートセンター等の機関や団体と連携し、児童・生徒へ向けた薬物乱用防止教室を実施する。	教育支援課
50	関係機関と連携した再犯の防止	市内の4つの矯正施設や保護司会、更生保護女性会等と連携し、犯罪や非行からの立ち直りを支えるための取組を推進する。	高齢者・地域福祉課

⑥ 高校中途退学の予防・高校中途退学後の支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
51	中学校卒業後の支援体制の充実	卒業後の生徒に対して、高等学校等や職場等への定着指導を図り、中途退学・離職の未然防止を目指すとともに、やむを得ず中途退学・離職した者に対する適切な進路変更や再就職の相談活動を進める。	教育支援課

(5) 健やかな心と体の育成

① 体力向上・健康づくりへの取組

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
52	健康教育・健康相談の実施	生活習慣病や心の健康に関する知識の提供のため、運動、栄養、休養等について講座を実施するとともに、面接・電話相談・巡回健康相談を行う。また、健診やがん検診等の受診勧奨を行う。	市民健康課
53	スポーツライフセミナーの実施	日頃、運動やスポーツを行う機会が少ない市民が、継続的に運動やスポーツに取り組むことができるよう、加古川市スポーツ推進委員の協力のもと、気軽にスポーツが体験できる機会を提供する。	スポーツ・文化課
54	かこがわウェルネス手帳の活用	児童・生徒自らが体力や健康に興味関心をもち、主体的にマネジメントしていくことを目的とし、1人1台端末を活用したデジタル版の運用に努める。	学校教育課
55	未成年者や妊婦の喫煙、飲酒の防止	未成年者や妊婦に対し喫煙・飲酒の害について啓発する。	市民健康課 育児保健課

② 食育への取組

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
56	幼稚園、認定こども園、保育所と連携した食育の推進	自立心を育て、基本的な食習慣やマナーを身に付けるよう支援し、食と関わる体験活動の充実を図るとともに保護者への啓発に取り組む。	幼児保育課
57	小・中学校と連携した食育の推進	食育の視点を踏まえた教科学習や食育の授業の充実に努めるとともに、家庭や地域と連携した取組を進める。	学校教育課
58	地産地消の推進	地元産食材についての情報を提供し、農業体験や収穫した農作物などを活用した食育活動に取り組む。また、学校給食では、献立の充実に取り組み、地場産物を使用し、地産地消を推進する。	市民健康課 農林水産課 学務課

③ 医療体制

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
59	地域医療体制・救急医療体制の充実	(地独)加古川市民病院機構の運営を支援することにより、加古川中央市民病院において周産期・小児・救急医療等を安定的に提供する。また、医師会や地域の医療機関と連携し、休日夜間における医療提供体制の充実に取り組む。	地域医療課
60	予防接種の実施	乳幼児等の疾病の発生と感染症のまん延及び重症化を防止するため、予防接種法に基づき、予防接種を実施する。医師会や兵庫県立こども病院等と委託契約し、協力医療機関での個別接種の実施を継続する。	育児保健課
61	病児・病後児保育の実施	病気などで乳幼児を家庭等で保育できない場合に、医療機関において保育を行うことのできるよう、希望する保護者が利用しやすい環境を整備する。	幼児保育課

(6) 若者の経済的自立と結婚への支援

① 就労支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
62	インターンシップ支援	大学生等にインターンシップを通じて市内企業を知る機会を提供し、市内就職の促進を図る。また、就業のミスマッチによる早期離職を防止するため、市内においてインターンシップの受入れを行う企業と大学生等のマッチングを行うインターンシップ合同説明会を開催する。	産業振興課
63	加古川市域企業の合同就職面接会	加古川公共職業安定所管内雇用対策協議会と連携して、主に大学の新規卒業者・卒業予定者、高等学校の新規卒業予定者を対象に、求職者と加古川市域の魅力ある企業との合同就職面接会を開催する。	産業振興課
64	就職活動個別指導の実施	労働相談員により履歴書の記入方法や面接等についての助言・指導をマンツーマンで行う。	産業振興課
65	障がい者雇用の推進	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関等との連携を強化し、障害者雇用率達成企業の拡充を図る。また、「障害者雇用促進法」の趣旨を周知し、障害や障がいのある人に対する職場の人の理解を促進し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進する。	障がい者支援課
66	あかし若者サポートステーションとの連携	あかし若者サポートステーション(サボステ)と連携し、現在未就労等の15歳から49歳までの就職を希望される方、その家族を対象に、就労相談を行う。	産業振興課
67	就農環境向上事業・担い手育成支援	本市での就農に向けて農業研修を受けている人や、新たに農業経営を開始した人に対して、経営開始を支援する資金の交付や、先輩農家とのつながりを持つための支援を行う。また、「かこがわ育農塾」を開催し、初心者への応援を行い、遊休農地対策につなげる。	農林水産課

② 結婚支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
68	新婚世帯への補助	結婚を機に新たな生活を送るために用意した住居の住宅購入費、リフォーム費、賃貸に要する費用、引越し代について、夫婦ともに39歳以下の方を対象に補助する。	こども政策課
69	婚活支援	結婚を希望する独身の方の出会いをサポートするため、兵庫県が運営する「AI マッチング」や「スマホでお見合い」ができる「ひょうご出会いサポートセンター」の有料会員登録料・更新料を補助する。	こども政策課

(7) 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

① 妊産婦への保健対策

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
70	妊娠の届出と母子健康手帳の交付	母子が心身ともに健全な妊娠、出産、育児ができるように、妊娠届出をした全ての妊婦へ保健師等が面談を実施し、母子健康手帳を交付する。また、保健指導及び相談支援を行う。	育児保健課
71	乳児家庭への全戸訪問	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う。	育児保健課
72	出産を控えた妊婦の支援	出産を間近に控えた妊婦8か月を迎える妊婦に対し、妊娠中の生活状況や出産後の準備状況等を把握するアンケートを実施し、支援が必要な妊婦へきめ細やかな支援を行う。	育児保健課

73	妊産婦相談・育児相談	妊産婦または乳幼児の健康増進、孤立することなく子育てできる環境整備を推進するため、妊娠・出産・育児に関する相談を行う。また、支援が必要な家庭については、継続的に家庭訪問や電話相談等で支援を行う。	育児保健課
74	妊婦歯科健康診査	妊婦の口腔衛生の状態を健全に保ち、胎児の健全な発育を図るとともに予防歯科への意識を高め、口腔衛生の向上を図るため、母子健康手帳交付時に受診券を交付する。	育児保健課
75	「養育支援ネット」の活用	未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関等と保健行政機関をつなぐ母子保健医療情報提供システム「養育支援ネット」を活用し、支援が必要な家庭の早期発見・フォローにつなげていく。	育児保健課
76	妊婦応援タクシー料金の助成	タクシーの助成券を配布し、妊婦が健診や出産でタクシーを利用しやすくすることで、経済的負担の軽減と安心して出産に臨める環境を整える。	育児保健課

②産前・産後の家事・育児等への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
77	乳幼児健康診査	乳幼児の健康保持増進を目的とし、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査を実施。身体計測、問診、医師・歯科医師の診察、相談・保健指導を実施する。	育児保健課
78	母子への産後ケア	産後ケアを必要とする産後1年以内の母親と乳児を対象とし、医療機関や助産所への委託により、利用者に休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポートなどのきめ細かい支援を行う。	育児保健課
79	産前・産後の支援	妊婦および乳児の保護者等を対象に、産前教室、ママとベビーのおしゃべりサロン、授乳相談、ママとベビーの出前相談等を実施し、妊娠・出産・育児について相談指導や仲間づくりの支援を行う。	育児保健課
80	産前・産後家事ヘルパーの派遣	産前・産後の心身ともに家事や育児等の負担が多い時期に、母親の肉体的・精神的負担を軽減し、産後の生活を支援するため家事ヘルパーを派遣する。	家庭支援課
81	養育困難家庭への支援	養育困難家庭で支援が必要と認められる家庭に対し、保健師等を派遣し、家事、育児等の援助を行う。	家庭支援課

③不妊治療等への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
82	不妊・不育症治療費の助成	不妊・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減することで治療を受けやすくし、安心して妊娠・出産できる環境をつくるため、不妊・不育症治療に係る費用の一部を助成する。	育児保健課

④子育て家庭への相談体制

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
83	保育コンシェルジュの配置	窓口に保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合った適切なサービスを選択ができるよう、分かりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う。	幼児保育課
84	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターを市内に2カ所設置し、妊娠・出産の不安を解消して安心して出産することができ、また、子育てについて相談できるようにする。	育児保健課
85	子育て相談支援	こどもの発達、情緒不安、親の育児ストレス等精神的な悩みを抱える保護者に対して、心理士による育児相談を行う。	育児保健課
86	親子教室	発達の遅れなどがある幼児や育児不安等を抱える保護者を対象に、小集団保育の実施や育児・生活相談、発達面の相談を行う。	育児保健課
87	児童をとりまく家庭環境や悩みに関する相談	子育てやこどもとの関係などについて、家庭児童相談員や心理士が相談を行う。	家庭支援課

(8) 子育て家庭等の負担軽減

① 安定した生活のための経済支援・住宅支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
88	生活保護	生活に困窮する世帯の最低限度の生活を保障し、自立を助長する。	生活福祉課
89	生活困窮者自立支援	生活困窮者に対して、経済的自立につながるよう、自立相談支援、住居確保給付金の支給、その他支援を行う。	生活福祉課
90	小・中学生への就学援助	義務教育の円滑な実施のため、経済的に就学困難な生徒の保護者に対し、学用品費などの教育に係る費用の一部を援助する。	学務課
91	こどもの学習・生活支援	生活に困窮しているこどもに対し、学習支援や進路・生活の相談を行い、こどもの就学・進学を支援する。	生活福祉課
92	セーフティネット住宅の登録促進、円滑な入居の促進	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障がい者、こども（高校生相当以下）を養育している者等）の入居を拒まない住宅として、県に登録される民間の賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録数の増加促進を図るとともに、市の住宅部門と福祉部門が連携して居住支援を行う「住福連携」により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組む。	住宅政策課
93	加古川市営住宅の計画的な供給・管理	市営住宅入居者の選考において、住宅の確保に配慮を要する0歳から中学生以下の子がいる世帯の収入要件を緩和するとともに優先的に選考し、また単身世帯の若者の申込みも可能とすることで、住宅支援を行う。	住宅政策課
94	市街化調整区域における住宅建築要件の緩和	田園まちづくり制度（協議会型）の「地縁者等の住宅区域」に指定している区域内に、子育て世帯（18歳までの子を扶養している世帯）に戸建て住宅（兼用住宅含む）の建築を可能とすることで、住宅支援を行う。	まちづくり指導課

② 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
95	妊娠出産子育て支援給付	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した身近な相談支援と、経済的支援を一体的に実施することを目的に、妊娠出産子育て支援給付金を支給する。	育児保健課
96	きょうだい同時入所・利用による多子軽減措置	幼稚園、認定こども園等施設に入所・利用している小学校就学前のきょうだいがいる場合、保育所等利用料が2人目は半額、3人目以降は無償とする軽減措置を行う。	幼児保育課
97	国民健康保険料の軽減	出産及び出産を予定している被保険者の保険料の所得割額と均等割額のうち、出産予定月（又は出産月）の前月から（多胎の場合は3か月前から）出産予定月（又は出産月）の翌々月（産前産後期間）相当分までを免除する。また、未就学児の保険料の均等割額を2分の1に軽減する。	国民健康保険課
98	実費徴収に係る補足給付	支給認定を受けたこどもが教育・保育を受ける際に、特定教育・保育施設等に支払う日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じた助成を行う。	幼児保育課
99	就学前教育・保育施設等利用者の負担軽減	保護者と生計を一にするこどもが認可保育所等に通っており、国の規程に基づく保育料の優遇措置を受けていない世帯の保育料の一部を補助する。	幼児保育課
100	就学前教育・保育施設等利用者への給付	施設等利用給付認定者に認可外保育施設や一時預かり、新制度未移行幼稚園等に係る利用費を補助する。	幼児保育課
101	市立の有料自転車駐車場の使用料の学生割引	東加古川駅第一自転車駐車場では、学生の駐車場使用料を軽減する。	土木総務課

102	児童手当の支給	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とし、国の基準に従い支給する。	家庭支援課
103	奨学金返還支援	日本学生支援機構の奨学金貸与を受け、奨学金を返還している若者のうち、市内に居住し、かつ、中小企業等に雇用されるなど、一定の要件を満たした者に対し、奨学金返還金の一部を補助する。	産業振興課

③ 医療費の負担軽減

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
104	乳幼児等・こども医療費助成	0歳から18歳までの保険診療に係る医療費を無料とすることで、負担軽減を図る。	医療助成年金課
105	自立支援医療費（育成医療）の給付	身体上の障がいや有する児童又は現在患っている疾患を放置することにより、将来において障がいを残すと認められる児童を対象として、確実な治療の効果が期待できる場合に、その障がいの除去もしくは軽減を図るために、必要な医療費の給付を行う。	障がい者支援課
106	子育て支援予防接種費用の助成	疾病予防、重症化の防止と感染症の蔓延を防止するため、1歳以上4歳未満に任意予防接種のおたふくかぜ・三種混合ワクチンの、接種費用の一部を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	育児保健課
107	未熟児養育医療給付	母子保健法に基づき、医師が必要と認めた「養育のために入院を必要とする未熟児」に対し、市が養育医療の給付を行う、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給する。	育児保健課
108	妊婦健康診査費の助成	妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する。	育児保健課
109	新生児聴覚検査費の助成	新生児が生後間もなく受検する聴覚検査の費用の一部を助成し、検査受検率を向上させ、先天性聴覚障がいの早期発見、早期支援につなげる。	育児保健課

(9) 支援が必要な家庭を支える取組の充実

① 障がい児等への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
110	こども療育センター診療所の運営	こどもの運動発達の遅れ、ことばが遅い、落ち着きがないなどの発達や成長面について、診察や訓練を行う。	こども療育センター
111	児童発達支援センターの運営	発達支援が必要な未就学児を対象にした親子通園による療育を行う「児童発達支援」、障害児支援利用計画の作成等を行う「相談支援事業所」及び障がい児が身近な地域で必要な発達支援をうけられるよう「地域支援」を行う。	こども療育センター
112	医療的ケア児等支援	医療的ケア児等と支援者をつなぐコーディネーターを配置し、家族や支援者からの相談をワンストップで受け止め、医療的ケア児等支援の情報の集約点として、関係機関と連携した対応を行う。また、医療機関と学校園との連携を図り、安全な医療的ケアの実施体制の整備を進める。	障がい者支援課 教育支援課
113	障害児通所支援の支給	放課後等デイサービス、児童発達支援等の障害児通所支援を支給し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援を受けられる体制の充実を図る。	障がい者支援課
114	障がい児への日常生活用具の給付	障がい児の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付する。	障がい者支援課
115	障がい児への移動支援の支給	屋外での移動が困難な障がい児等の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進する。	障がい者支援課
116	障がい児への日中一時支援の支給	働く保護者が増える傾向にある中、障がい児を育てる家庭に対し、就労支援や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場の提供などを行う。	障がい者支援課

117	保育所等における支援	障がいのあるこどもに適切な支援が行えるよう受入れ体制の整備を行うとともに、私立認可保育所等に補助金を交付することなどにより、障がいのあるこどもの受入れの円滑化を図る。また、障がいのあるこどもが保育所等での集団生活に適応することができるよう保育所等訪問支援の充実を図る。	障がい者支援課 幼児保育課
118	障害児福祉手当の支給	20歳未満の重度障がい児のうち、日常生活で常に介護を必要とする在宅障がい児に対し、手当を支給する。	障がい者支援課
119	特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に、重度障害又は中度障害のある20歳未満の者を監護している者へ手当を支給する。	家庭支援課
120	障害者医療費助成	一定の等級の障害者手帳を所持している人に対して、所得要件等を満たした場合に、医療費の一部を助成する。	医療助成年金課
121	障がい者虐待防止	虐待を未然に防止するため、障がい者虐待防止センターの周知、緊急時には関係機関との連携による一時保護先の確保に努める。また、障がいのある人の権利擁護に関する支援機関を周知し、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援を推進する。	障がい者支援課

② 児童虐待防止

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
122	早期発見及び発生予防	学校園・近隣住民からの児童虐待による通告・相談を受けた家庭に対し、個々のケースに応じた適切な対応を行うとともに、発生予防の啓発を行う。	家庭支援課
123	子育て家庭ショートステイ	保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等において必要な保護を行う。	家庭支援課
124	養育支援	乳児家庭全戸訪問の実施などにより把握した保護者に支援の必要性がある家庭等に、保健師が訪問し、養育が適切に行われるよう指導を行い、専門的な育児支援を行う。また、要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、関係機関の連携による支援体制の強化を図る。	家庭支援課

③ ヤングケアラーへの支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
125	家庭支援ヘルパーの派遣	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、ヤングケアラーのいる家庭の家事負担を軽減するため家事ヘルパーを派遣する。	家庭支援課
126	支援体制の強化	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関で連携し、早期発見及び支援体制の強化を図るとともに、高齢者を介護するケアラーがいる実情を踏まえて、地域包括支援センターからの情報提供体制も整える。また、市内の関係課と連携し、適切な支援の方法等について検討を進めるとともに、職員を対象とした人権研修や県が開催する研修会などの場を活用しながら、職員や関係機関の理解の促進を図る。	家庭支援課 高齢者・地域福祉課
127	加古川市障がい者基幹相談支援センターの運営	障がいのある人の家族支援を含め、障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口として基幹相談支援センターを設置しており、基幹相談支援センターに寄せられる相談内容から、ヤングケアラーなどの実態を把握し、障害福祉サービス等に関する情報提供を行うことで必要な支援につなげる。	障がい者支援課

④ ひとり親家庭への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
128	母子・父子家庭への自立支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援のための相談業務を行う。また、自立支援給付金の支給等により生活及び就労支援を行う。	家庭支援課

129	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。	家庭支援課
130	母子(父子)家庭等医療費助成	ひとり親とその児童に対し、所得要件を満たした場合に、医療費の一部を助成する。	医療助成年金課
131	ひとり親家庭へ家事ヘルパーの派遣	ひとり親家庭の家事負担を軽減するため家事ヘルパーを派遣する。	家庭支援課
132	ファミリー・サポート・センター利用料減免	ファミリー・サポート・センターを利用したひとり親家庭等に対して、利用料の一部を助成する。	こども政策課
133	ひとり親家庭の学習支援	ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭のこどもに対する基本的な生活習慣や学習習慣の習得に向けた支援を行う。	家庭支援課
134	母子生活支援施設への入所保護	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	家庭支援課

⑤外国人家庭への支援

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
135	外国人児童・生徒等への支援の充実	外国につながるある児童・生徒等の受入体制を整備し、教育を受ける機会を継続して保障する。	学校教育課
136	日本語勉強会の開催	市内に住む外国人のために、生活に必要な日本語を学ぶことができる教室を開き、希望者に日本語講座と日本語プライベートレッスンを実施できる環境を整備する。	市民活動推進課
137	外国人児童・生徒等サポート員の配置	外国につながるある児童・生徒に対して、入国日から13か月から36か月までは1週間に1回程度、サポート員を配置する。	学校教育課

(10) こどもの居場所づくり

①子育て支援施設・交流の場の充実

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
138	子育てプラザの運営	乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所として、東加古川子育てプラザ及び加古川駅南子育てプラザを開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う。	こども政策課
139	いずみプラザの運営	乳幼児とその保護者が交流できる場としてキッズルーム、小学生以上が交流できる場として芝生広場やグラウンド・ゴルフ場を設ける。	環境施設課
140	児童館の運営	0歳から18歳未満の児童が対象の施設で、遊戯室や自習室、図書室がありこどもの憩いの場として志方公民館内に設ける。	こども政策課

②児童クラブ、放課後の居場所

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
141	児童クラブの運営	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用し、適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る。	社会教育課
142	学生向け自習室運営	平岡町にある複合施設「かこてらす」内に、放課後に利用できる中・高校生向けの自習スペースを設置し、学生が安心して学習できる環境を整備する。その他公民館等市内公共施設においても、居場所を設置する。	こども政策課 社会教育課
143	図書館での居場所作り	図書館内でゆっくり本を読む環境づくりや自習スペースを確保することで、こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに努める。	スポーツ・文化課 中央図書館

144	放課後等のこどもの体験・交流活動等の場づくり	地域住民の参画のもと、学習活動及び多様な体験・交流活動等の場の提供のため、「放課後子ども教室」を実施する。	社会教育課
145	こども食堂の普及	様々な不安を抱えるこどもが安心して過ごせる居場所を確保し、未来に希望を持てるよう支援するとともに、貧困を未然に防ぎ、地域住民の交流拠点として地域の活性化を図る。	こども政策課
146	フードドライブ	家庭で余っている食品を集め、こども食堂など食品を必要とされる団体や個人へ寄附するフードドライブの実施及び周知を行う。	環境政策課

(11) 自己実現の場と体験機会の提供

① 生活・文化体験活動の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
147	公民館における講座の充実	市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が集い、学び、つながる講座の充実を図る。	社会教育課
148	加古川市文化まっりの開催	加古川市文化連盟と共催し、地域の身近な場所でこども・若者が伝統芸能を始めとした様々な文化に触れることのできるイベントを開催する。	スポーツ・文化課
149	棋士のまち加古川の啓発	市内の一部小学校において、プロ棋士を講師に招いた将棋の授業を開催し、将棋文化の普及を図る。また「将棋フェスタ」等、市ゆかりのプロ棋士との交流や将棋に親しむイベントを開催する。	スポーツ・文化課
150	音楽のまちづくり	市内名所等でコンサートを実施するほか、地域の高等学校で吹奏楽、軽音楽活動に取り組み高校生を出演者としたコンサートを開催し、演奏披露の場を提供する。	スポーツ・文化課
151	ふるさと教育の推進	総合的な学習の時間等において、加古川の歴史・文化を深く知るとともに、地域との交流活動を通して地域のよさを実感し、郷土への誇りや愛着を育む教育を推進する。	学校教育課

② 自然体験活動の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
152	少年自然の家	こどもや親子を対象としたキャンプ、無料散策日等の野外体験イベント、星見会等の天体観測イベント等を開催し、こどもや親子で自然の中での体験を通して心身の育成を図る。	少年自然の家
153	自然学校の実施	小学校5年生が、豊かな自然の中での、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断・行動し、問題を解決する力、生命や自然に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心を育む。	学校教育課
154	環境学習の推進	市内の小・中学校で、環境問題の周知・啓発のための出前講座やイベントを開催する。また、小学校3年生が、人や自然、地域社会と触れあい、命の営みやつながり、大切さを学ぶとともに、ふるさとを大切に育む。	環境政策課 学校教育課
155	社会科見学	児童が、公共施設（浄水場、下水処理場、ごみ処理施設等）や社会教育施設（博物館、美術館等）を訪問して、学習する機会をつくる。	学校教育課
156	自然観察会の実施、指導者の育成	こどもが市内の自然に触れ合い、自然の大切さを感じ、郷土意識を醸成することを目的とした自然観察会を実施するとともに、当該教育ができる指導者を育成する。	環境政策課
157	緑のカーテンの奨励	応募があった市内の学校園に緑のカーテンの奨励のため、つる植物の種を配布し、こどもと指導者がともに植物を育てることで、自然の大切さを学ぶことのできる機会を提供する。	環境政策課

③社会体験活動の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
158	トライやる・ウィーク	中学校2年生を対象に実施している社会体験活動のことで、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して、豊かな感性や創造性を自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりすることができるよう推進する。	学校教育課
159	若年層への選挙啓発	若年層を対象とした政治講座・出前授業の実施や、新たに有権者となる17歳・18歳の若者に対し、選挙啓発冊子の郵送等により、若年層の意見反映や政治参加を促す。	選挙管理委員会事務局
160	国際交流の推進	次代を担う青少年や若者を本市の代表として、姉妹都市「ニュージーランド・オークランド市」「ブラジル・マリンガ市」に派遣し、そこでの交流を通じて外国人への理解を深め、地域社会等における国際協力に貢献できる行動力のある人を育成する。	市民活動推進課 学校教育課
161	防災講座の実施	本講座を希望する学校園に対し、「加古川市総合防災マップ」を活用した出前講座を実施している。講座では、水害・地震リスク、避難所などの位置や避難経路について啓発し、非常時に適切な行動ができるよう、平時から防災意識を高めるための支援を行う。	防災対策課
162	交通安全教室	学校園の児童・生徒を対象とし、交通事故に遭わない、起こさないようにするため、自転車利用者などの対象者のタイプに応じたテーマにて交通安全教室を実施する。	生活安全課
163	加古川市少年消防クラブ	市内の小学校4年生を対象に、年間を通して消火訓練や放水訓練などの体験学習を実施する。災害に強いこどもを養成し、地域防災力の底上げを図る。	予防課

④読書活動の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
164	読書活動の推進	こども・若者が読書活動を通じて健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立し、社会生活を円滑に営むための知識を習得できるように、様々な取組(図書資料の充実、電子図書館の活用、読書活動関連事業など)を進める。	スポーツ・文化課 中央図書館
165	家庭における読書環境の整備	各家庭に対して啓発を行うことに加え、保護者に対する読み聞かせ講座を実施し、「子どもの読書活動」に関する相談窓口を設置するなど、家庭での取組を支援する。	幼児保育課
166	読み聞かせ機会の充実	保育士、保護者、ボランティア等による読み聞かせを実施し、こどもが本の楽しさを実感し、読書意欲を高め、読書習慣を身に付けられるよう日常の保育や教育活動の中に、絵本とふれあう機会を積極的に設ける。	幼児保育課

(12)仕事と育児の両立支援の推進

①ワーク・ライフ・バランスの推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
167	一人一人の働き方の見直しの推進	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する。	市民活動推進課 産業振興課
168	仕事と生活を両立できる職場環境の整備	関係機関と連携して意識改革を進め、働き方の改革や制度の充実等、職場環境の整備を進める。	市民活動推進課 産業振興課
169	多様な働き方への支援	起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する支援を行う。	市民活動推進課 産業振興課
170	労働相談の実施	労働相談員による勤労者や事業主からの労働に関する問題全般について、相談内容に応じた適切な助言及び指導を行う。また、社会保険労務士による女性のための労働相談、キャリアコンサルタント有資格者による女性のための働き方相談を実施する。	市民活動推進課 産業振興課

② 共働き・子育ての推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
171	女性が活躍できる環境の整備	企業の経営者や管理職の意識改革を進め、関係機関と連携して女性が能力を発揮できる職場環境の整備を進める。また、女性のエンパワーメント推進のためリーダーとしての能力獲得やキャリア形成の機会を提供する。	市民活動推進課 産業振興課
172	男性の家事・育児への参画	家事、子育て、介護等、家庭への男性の積極的な参画を推進するため、意識啓発や交流の場を提供する。また、男性の育児休業取得について周知と意識啓発を進める。	市民活動推進課 高齢者・地域福祉課 こども政策課
173	育児休業復帰支援体制への補助	育児休業からの復帰に伴う保育需要に対応するため、年度当初から入所枠を確保してこどもの受入体制を整備する市内の認可保育所等に対して、保育士雇用に係る費用の一部を補助することにより、保育の受皿となる施設の負担軽減を図り、働く保護者にとって子育てのしやすい環境を整備し、育児休業からの職場復帰を円滑に行う。	幼児保育課

(13) こどもまんなかまちづくり

① 子育て関連施設的环境改善

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
174	子育て関連施設の施設整備・環境改善	子育て支援施設的环境改善を進めるため、空調設備、遊具、駐車場、園庭の整備、防犯対策、バリアフリー対応などを実施する。また、公共施設等においては、子育て相談室や親子が交流できる場、遊びや体験を通じて学べるコーナーの設置を検討する。	こども政策課
175	「赤ちゃんの駅」設置推進	「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ替え等をするために無料で利用できる施設の愛称で、市施設及び民間施設を登録し、外出しやすい環境を整える。	こども政策課

② 公園等の整備

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
176	都市公園の遊具更新・トイレの洋式化	公園施設長寿命化計画に基づき都市公園内の老朽化した遊具の更新を行う。また、都市公園内のトイレの洋式化を行う。	公園緑地課
177	日岡山公園のリニューアル	「こどもから高齢者まで多世代が"夢をはぐくむ"ことのできる舞台づくり」を目指して、日岡山公園の再整備を行う。	公園緑地課
178	尾上公園ほか都市公園の整備	こどもから高齢者までが世代を超えて集い、憩うことのできる空間の形成を目指して、尾上公園ほか都市公園の整備を行う。	公園緑地課
179	かわまちづくり	加古川河川敷を活かした「かわ空間」と「まち空間」が融合する良好な空間形成を目指し、メインターゲットを若者・子育て世代とし、親水護岸や広場整形等の施設整備に取り組むとともに、「賑わい交流拠点」として公共トイレ等の設置や常設の飲食施設の誘致に取り組む。	市民活動推進課

③ 防犯・交通安全

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
180	見守りカメラの整備	事件の早期解決と犯罪の抑止を目的とし、市内の通学路、公園の周辺、主要道路の交差点などを中心に見守りカメラを設置する。	生活安全課
181	見守りサービス	見守りタグを持ったこどもや高齢者の位置情報を家族等にアプリで知らせ、本人や家族の不安、行方不明時の捜査にかける労力を軽減できるサービスの普及に取り組む。	生活安全課

182	防犯灯、交通安全施設の設置	通学路、通行上危険箇所、公共施設周辺を中心に、防犯上必要のある公道等に防犯灯を設置する。また、交通安全施設(転落防止柵、区画線、交差点名標識、道路反射鏡等)を実施する。	土木総務課 道路保全課
183	歩きやすい歩行空間の整備	歩道の拡幅や段差解消、バリアフリー交通施設(エレベーター等)を設置し、こどもやこども連れの保護者が歩きやすく安全な歩行空間を整備する。	道路保全課 道路建設課

(14) 地域・担い手を支える環境づくり

① 家庭教育の推進

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
184	保護者として成長する学びの推進	こどもの発達・成長段階に応じた学習や生活習慣の定着についての啓発を図るため、家庭学習の大切さについて広く周知する。また、子育てプラザや幼稚園等において、各種講座の実施、子育てに関する相談への対応、親子のふれあい、親同士の仲間づくりの場の提供などを行い、子育てに対する情報の提供や不安の解消を図り、子育てを通じた親としての成長や家族の絆づくりを支援する。	こども政策課 社会教育課
185	家庭や地域の教育力向上を目指した取組の推進	市主催の家庭教育講演会の開催やPTAが実施する家庭教育講座の開催支援を行い、家庭の教育力の向上を図る。また、地域の教育力の向上及び地域の絆づくりの推進のため、各町内会の社会教育推進員・福祉教育推進員を地域のリーダーとして養成する。	社会教育課

② 地域社会の連携

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
186	地域とともにある学校づくりの推進	ユニットを中心として、その地域の学校園が相互に連携し、地域の特色を生かした柔軟な取組を進め、連続した学びと育ちを支援する。また、学校運営協議会等とより密に連携・協働し、地域総がかりの教育のさらなる充実を目指す。	学校教育課
187	学校園支援ボランティア	学校園が必要とする活動(学習支援活動、花壇の修理、本の修繕等環境確保、登下校安全確保、学校園行事の設営補助等)について、地域の方々ボランティアとしての協力を進める。	学校教育課
188	地域クラブ活動の推進	学校部活動から地域クラブ等への地域展開に向け、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、関係者の協議や取組を進める。	学校教育課
189	青少年活動への支援	市内の青少年育成活動の普及、活性化のため、市内の青年少年団の活動費の一部を支援する。	社会教育課
190	環境美化活動	少年団や町内会等が実施する「資源物集団回収活動」に対し奨励金を交付し、地域とこどもがともに協働する場を作るとともに、ごみの資源化を推進する。	環境政策課

③ 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

No.	【取組】	【概要】	【担当課】
191	民生委員・児童委員・主任児童委員	地域のこどもが健やかに安心して暮らせるよう、地域住民の身近な相談相手であり、地域住民と行政・専門機関のつなぎ役でもある民生委員・児童委員・主任児童委員が実施する登下校の見守りや子育てひろばなどの活動を引き続き推進する。	高齢者・地域福祉課
192	ウェルビーポイント制度	市が対象とする社会活動、地域活動、健康づくり活動などに参加した場合、又はポイント加盟店で買い物をした場合などにポイントを付与し、貯めたポイントを市立学校園への寄附等に活用できる官民協働による制度を推進する。	市民活動推進課
193	図書館ボランティアの育成	図書館や学校園等で読み聞かせなどの活動により、こども・若者への支援を行うための人材としてボランティアの育成に取り組む。	中央図書館

194	通学路における安全確保	登下校時の児童の安全を確保するため、通学路の危険箇所に通 安全指導員を配置する。また、PTA や地元町内会、学校支援ボラン ティアと連携し事故防止に努め、児童の交通安全に対する意識の向 上を促す。	学務課 学校教育課
195	子どもを守る110番の家の設 置	登下校等で、誘拐や暴力、痴漢などの被害に巻き込まれそうになっ た際に、子どもを安全に保護し、学校や警察等への通報に協力いた だく「子どもを守る110番の家」の設置を推進する。	教育支援課
196	ファミリー・サポート・センター 運営	「子育てを応援してほしい人(依頼会員)」と「子育てを応援したい 人(提供会員)」をつなぎ、お互いの理解と協力のもと、地域の中で 行われる育児援助の有償ボランティア活動をサポートする。また、産 後の子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備す るため1歳未満の子どもを養育する方に無料クーポン券の配付を行 う。	子ども政策課

3. 参考指標

本計画の計画期間（令和7年度～11年度）において、下記の7つの指標により現状把握に努め、評価・検証を行います。

指標	現状(R6)	目指す方向性
① すべてのこどもに「意見を表明する権利」があることを知っている と回答した小学生・中学生の割合	33.6%	
② 自分には良いところがあると感じている小学生・中学生の割合	児童 85.6% 生徒 84.5%	
③ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う小学生・中学生の割合	児童 85.7% 生徒 78.7%	
④ 「自分のことを好ましく感じる」と思う若者の割合	39.6%	
⑤ 「自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい気持ちでいると思う」と 思う若者の割合	53.5%	
⑥ 「私の暮らしている地域では、子どもたちがいきいきと暮らせる」と 思う若者の割合	41.7%	
⑦ 「加古川市が子育てしやすいまちだと感じる」と思う人の割合	46.8%	

- ※出典：① かこがわこどもアンケート調査
 ②③ 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙
 ④～⑥ 市民意識調査（幸福度調査）
 ⑦ 市民意識調査

第4章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するよう定められています。本市では令和2年度から6年度までの5年間を計画期間として「第二期加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、毎年度「加古川市子ども・子育て会議」にて、進捗管理を行ってきました。本計画においても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定めます。

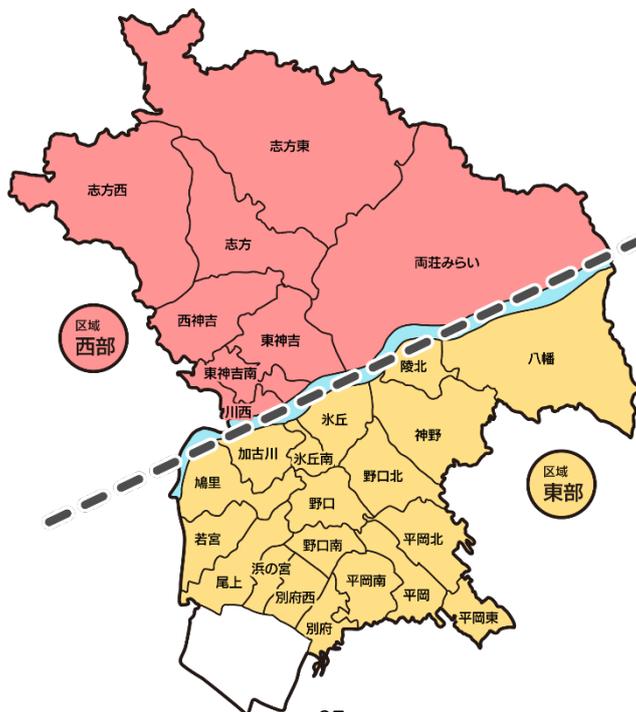
1. 教育・保育の提供区域の設定 及び 推計児童数

(1) 区域設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みや提供体制の確保方策等を定めることとされています。

本計画における教育・保育の提供区域の設定にあたっては、提供区域の広域化と実際の利用状況に応じた区域の見直しを行い、教育・保育の提供区域はこれまでのA区域とB区域を統合し、2区域とします。

区域		区域に含まれる小・義務教育学校区
前計画	本計画	
A	東部	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B		神野、陵北、八幡
C	西部	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、両荘みらい



(2) 分類

分類	事業名	区域
教育・保育		2 区域(東部・西部区域)
地域子ども・子育て支援事業	②時間外保育事業(延長保育事業)	2 区域(東部・西部区域)
	①利用者支援事業 ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児・病後児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業 ⑬妊婦健診事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮妊婦等包括相談支援事業 ⑯産後ケア事業	1 区域(市全体)
	⑤放課後児童健全育成事業	27 区域(小・義務教育学校区)

※各事業の詳細については、43 ページ以降に掲載しています。

(3) 推計児童数

①算出方法

0 歳児	①区域ごとに過去 10 年間(平成 27~令和 6 年度)の0歳児の人口の変化率の平均値(A)を算出。 ②令和 7 年度は、小・義務教育学校区の令和 6 年度の0歳児の人口に(A)を乗ずることにより算出。 ③令和 8 年度以降は、前年度の小・義務教育学校区の0歳児の推計児童数に(A)を乗ずることにより算出。
1~5 歳児	令和 2~6 年度の就学前児童数の推移によるコーホート変化率法*を用いて算出。
6~11 歳児	児童数については、令和6年5月1日現在に本市の住民基本台帳に登録されている者を指定校区ごとに割振り、過去 3 年間の入学率を乗じて算出。

*コーホート変化率法:各コーホート(同じ年に生まれた人々の集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

②推計児童数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	増減 R7⇒R11
0 歳	1,548	1,512	1,478	1,449	1,423	△ 125
1 歳	1,612	1,576	1,541	1,510	1,482	△ 130
2 歳	1,712	1,637	1,602	1,568	1,535	△ 177
3 歳	1,884	1,719	1,641	1,607	1,572	△ 312
4 歳	1,758	1,890	1,727	1,647	1,615	△ 143
5 歳	1,814	1,756	1,886	1,729	1,647	△ 167
小計	10,328	10,090	9,875	9,510	9,274	
6 歳	1,838	1,784	1,730	1,835	1,659	△ 179
7 歳	1,931	1,841	1,787	1,732	1,839	△ 92
8 歳	2,085	1,934	1,844	1,789	1,736	△ 349
9 歳	2,124	2,087	1,937	1,846	1,792	△ 332
10 歳	2,129	2,127	2,090	1,939	1,849	△ 280
11 歳	2,176	2,132	2,130	2,093	1,942	△ 234
小計	12,283	11,905	11,518	11,234	10,817	
計	22,611	21,995	21,393	20,744	20,091	△ 2,520

2. 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 認定区分と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、こどもの保護者が市から受ける給付認定の区分（1～3号）に対して、それぞれ見込むこととされており、各区分に応じて必要な提供体制を整備していきます。

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定 こども園	幼稚園	保育所	地域型 保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には、新制度への未移行の幼稚園を含む。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

【加古川市全域】

本市における教育・保育の確保方策については、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、こども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制の確保を進めていきます。

既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受入れることができる認定こども園への移行や、公立幼稚園と保育所の統廃合、定員の見直しなど、既存施設の活用を推進します。

(単位:人)

各年度の量の見込みと確保方策			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量 の 見 込 み	1号認定		1,940	1,907	1,868	1,773	1,721	
	2号認定(教育利用希望)							
	2号認定(保育希望)		3,352	3,297	3,227	3,060	2,967	
	3号認定	(2歳児)	1,008	963	943	922	903	
		(1歳児)	950	929	908	890	873	
(0歳児)		465	454	444	435	427		
確 保 方 策	各 年 度 で 確 保 す る 定 員 数	1号認定		2,340	2,197	2,122	2,122	2,131
		2号認定(教育利用希望)						
		2号認定(保育希望)		3,433	3,411	3,381	3,381	3,372
		3号認定	(2歳児)	1,011	1,012	1,012	1,012	1,012
			(1歳児)	803	821	821	821	821
	(0歳児)		437	436	436	436	436	
	各 年 度 の 増 減 数	1号認定		△ 85	△ 143	△ 75		9
		2号認定(教育利用希望)						
		2号認定(保育希望)		△ 25	△ 22	△ 30		△ 9
		3号認定	(2歳児)	7	1			
(1歳児)			18	18				
(0歳児)	△ 2		△ 1					

量の見込みと確保する定員数の差	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定、2号認定(教育利用希望)	400	290	254	349	410
2号認定(保育希望)	81	114	154	321	405
3号認定	△ 172	△ 77	△ 26	22	66
(2歳児)	3	49	69	90	109
(1歳児)	△ 147	△ 108	△ 87	△ 69	△ 52
(0歳児)	△ 28	△ 18	△ 8	1	9

【東部区域】

現 状	1・2号認定の定員数が利用人数を上回っています。一方で、共働き世帯の増加により低年齢段階からの保育ニーズが高まっていることから、3号認定の定員数が不足しています。
事業の方向性	3号認定の定員を確保するため民間の運営事業者に対し、1・2号認定からの定員移管等の調整、認定こども園への移行を行います。 また、令和6年4月に策定された「加古川市立就学前教育・保育施設の再編計画」に基づき、公立幼稚園と保育所の統廃合により認定こども園への移行を推進します。その結果、3号認定の定員を確保しつつ、1号認定の定員が減少する予定です。

(単位:人)

各年度の量の見込みと確保方策			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
量 の 見 込 み	1号認定							
	2号認定(教育利用希望)		1,636	1,606	1,578	1,501	1,466	
	2号認定(保育希望)		2,891	2,837	2,789	2,653	2,592	
	3号認定	(2歳児)	874	851	832	814	797	
		(1歳児)	856	836	817	801	786	
(0歳児)		411	401	392	384	377		
確 保 方 策	各 年 度 で 確 保 す る 定 員 数	1号認定		1,915	1,772	1,697	1,697	1,706
		2号認定(教育利用希望)						
		2号認定(保育希望)		2,829	2,807	2,777	2,777	2,768
		3号認定	(2歳児)	844	845	845	845	845
			(1歳児)	686	704	704	704	704
	(0歳児)		381	380	380	380	380	
	各 年 度 の 増 減 数	1号認定		△ 70	△ 143	△ 75		9
		2号認定(教育利用希望)						
		2号認定(保育希望)		△ 23	△ 22	△ 30		△ 9
		3号認定	(2歳児)	5	1			
(1歳児)			8	18				
(0歳児)	△ 2		△ 1					

量の見込みと確保する定員数の差	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定、2号認定(教育利用希望)	279	166	119	196	240
2号認定(保育希望)	△ 62	△ 30	△ 12	124	176
3号認定	△ 230	△ 159	△ 112	△ 70	△ 31
(2歳児)	△ 30	△ 6	13	31	48
(1歳児)	△ 170	△ 132	△ 113	△ 97	△ 82
(0歳児)	△ 30	△ 21	△ 12	△ 4	3

【西部区域】

現 状	1・2・3号認定全て定員数が利用人数を上回っています。
事業の方向性	東部区域の定員不足を想定し、民間の運営事業者に対して、1・2号認定から3号認定への定員移管等の調整を行います。

(単位:人)

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度		
量 の 見 込 み	1号認定	304	301	290	272	255		
	2号認定(教育利用希望)	461	460	438	407	375		
	3号認定	(2歳児)	134	112	111	108	106	
		(1歳児)	94	93	91	89	87	
		(0歳児)	54	53	52	51	50	
確 保 方 策	各 年 度 で 確 保 す る 定 員 数	1号認定	425	425	425	425	425	
		2号認定(教育利用希望)	604	604	604	604	604	
		3号認定	(2歳児)	167	167	167	167	167
			(1歳児)	117	117	117	117	117
			(0歳児)	56	56	56	56	56
	各 年 度 の 増 減 数	1号認定	△ 15					
		2号認定(教育利用希望)	△ 2					
		3号認定	(2歳児)	2				
			(1歳児)	10				
			(0歳児)					

量の見込みと確保する定員数の差	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定、2号認定(教育利用希望)	121	124	135	153	170
2号認定(保育希望)	143	144	166	197	229
3号認定	58	82	86	92	97
(2歳児)	33	55	56	59	61
(1歳児)	23	24	26	28	30
(0歳児)	2	3	4	5	6

3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ、子育て世代包括支援センター）

事業内容	保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、分かりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業。
現状	市役所庁舎内に開設している保育コンシェルジュ（利用者支援専門員）及び市内2か所に開設している子育て世代包括支援センターにより提供体制を確保。
事業の方向性	相談者のプライバシーへの配慮、関係機関との連携を更に強化する。

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	特定型 （保育コンシェルジュ）	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型 （子育て世代包括支援センター）	2	2	2	2	2
確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				

（単位：か所）

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	特定教育・保育施設や地域型保育事業所において、教育・保育給付認定を受けた保護者に通常の保育時間帯以外の時間に保育を提供する。
事業の方向性	希望する保護者が利用できる環境を整備する。

【東部区域】

現状	認定こども園 24 園（分園含む）、保育所 12 園、地域型保育事業所 22 事業所の計 58 園・事業所で実施。
----	---

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		1,958	1,915	1,878	1,812	1,773
確保方策		4,236	4,236	4,236	4,236	4,236

（単位：人）

【西部区域】

現状	認定こども園 6 園、保育所 1 園、地域型保育事業所 1 事業所の計 8 園・事業所で実施。
----	---

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		249	241	232	221	210
確保方策		734	734	734	734	734

（単位：人）

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、特定教育・保育施設等に支払う日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業。
事業の方向性	教育・保育施設等へは対象となる実費徴収分についての領収書発行依頼、対象者に対しては領収書等を保管するよう周知を行う。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取組を行う事業。
事業の方向性	専門的な知識を有し各施設・事業所へ巡回支援を行う職員として、公立園の園長経験を有する専任の相談担当職員を幼児保育課に配置し、市内に所在する全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を巡回し、教育・保育の質の向上に向けた取組を支援する。

(5) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

事業内容	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用し、適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業。
現 状	全小・義務教育学校区（27区域）、79クラブにおいて実施。
事業の方向性	研修等の実施により、支援員・補助員の資質向上を図るとともに、民間活力の活用など、保育サービスの更なる向上につながる取組を進める。 民間事業者と連携を図りながら、待機児童を出さないよう提供体制を確保する。

【全域】

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	低学年（1～3年生）	2,485	2,454	2,381	2,407	2,356
	高学年（4～6年生）	970	954	891	853	813
量の見込み合計		3,455	3,408	3,272	3,260	3,169
確保方策		4,431	4,431	4,431	4,431	4,431

（単位：人）

【小・義務教育学校別】

学校名	量の見込み					確保方策				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
加古川	218	221	214	217	216	278	278	278	278	278
鳩里	309	301	313	327	334	334	334	334	334	334
氷丘	233	233	228	229	215	268	268	268	268	268
氷丘南	195	181	173	169	160	240	240	240	240	240
若宮	144	147	136	127	130	166	166	166	166	166
尾上	138	126	113	109	101	166	166	166	166	166
浜の宮	128	132	135	125	118	168	168	168	168	168
別府	51	50	47	45	40	110	110	110	110	110
別府西	155	144	130	123	110	168	168	168	168	168
平岡	141	146	129	130	130	159	159	159	159	159
平岡東	183	181	169	154	140	265	265	265	265	265
平岡南	168	168	159	151	137	180	180	180	180	180
平岡北	147	156	173	196	208	208	208	208	208	208
野口	213	217	221	205	187	280	280	280	280	280
野口南	213	204	172	206	213	240	240	240	240	240
野口北	170	158	146	147	140	212	212	212	212	212
神野	95	91	98	100	102	110	110	110	110	110
陵北	83	89	90	88	83	108	108	108	108	108
八幡	31	30	24	22	21	54	54	54	54	54
川西	112	108	105	98	100	120	120	120	120	120
東神吉	28	27	28	31	32	56	56	56	56	56
東神吉南	112	113	108	100	96	168	168	168	168	168
西神吉	62	65	60	59	55	112	112	112	112	112
志方	45	44	39	39	38	60	60	60	60	60
志方東	18	19	12	16	18	54	54	54	54	54
志方西	29	25	18	15	14	56	56	56	56	56
両荘みらい	34	32	32	32	31	91	91	91	91	91

(単位:人)

(6) 子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)

事業内容	保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設等において必要な保護を行う事業。
現状	乳児院(市外5施設)、児童養護施設(市内2施設、市外12施設)、母子生活支援施設(市外2施設)で実施。令和6年度より里親をショートステイの受皿として活用するショートステイ里親の制度を導入。
事業の方向性	利用者(保護者)への支援が必要な場合は、各種支援へつなげる。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	297	297	297	297	297
確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(7) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業。
現状	保健師、助産師及び看護師で訪問実施。
事業の方向性	全ての家庭の状況把握に向けて継続訪問等を実施し、支援の必要性が高いと見込まれる家庭を把握し、児童虐待の未然防止につなげる。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1,548	1,512	1,478	1,449	1,423
確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(8) 養育支援訪問事業

事業内容	保健師等の訪問による専門的な育児支援を行う事業。
現状	保健師3名により事業実施。
事業の方向性	関連部署との綿密な情報交換、乳児家庭全戸訪問事業等により、支援の必要性が高いと見込まれる家庭を把握し、児童虐待の未然防止につなげる。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	75	75	75	75	75
確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(9) 地域子育て支援拠点事業(加古川駅南・東加古川子育てプラザ)

事業内容	乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所として、東加古川子育てプラザ及び加古川駅南子育てプラザを開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等を行う事業。
現状	加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施。
事業の方向性	地域全体で子育てを支える環境づくりを目指し、親子の交流、育児相談、情報提供などを行い、子育ての不安や悩みに寄り添い、安心して子育てができる地域社会の形成を推進する。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(こどもの人数)	130,848	130,236	129,672	128,736	128,124
確保方策(こどもの人数)	既存施設にて、ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(10) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)

事業内容	認定こども園や幼稚園の在園児に対して、教育課程に係る教育時間以外の時間帯において保育を行う事業。
現状	公立認定こども園 3 園、公立幼稚園 16 園、私立認定こども園 28 園、私立幼稚園 2 園の合計 49 園にて実施。
事業の方向性	希望する保護者が利用できる環境を整備する。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	48,585	50,945	49,970	47,535	45,907
確保方策	55,999	53,695	50,239	50,239	50,239

(単位:人)

②その他の一時預かり事業（保育所等）

事業内容	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。
現状	認定こども園 19 園、保育所 7 園、地域型保育事業所 13 事業所の合計 39 施設・事業所にて実施。
事業の方向性	希望する保護者が利用できる環境を整備する。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	27,535	26,901	26,327	25,354	24,725
確保方策	48,411	48,411	48,411	48,411	48,411

(単位:人)

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容	病気などで乳幼児を家庭等で保育できない場合に、医療機関において保育を行う事業。
現状	加古川市 1 か所、高砂市 2 か所の計 3 か所で行実施。
事業の方向性	希望する保護者が利用しやすい環境を整備する。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1,552	1,516	1,484	1,429	1,394
確保方策	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866

(単位:人)

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター運営事業）

事業内容	「子育てを応援してほしい人（依頼会員）」と「子育てを応援したい人（提供会員）」をつなぎ、お互いの理解と協力のもと、地域の中で行われる育児援助の有償ボランティア活動をサポートする事業。
現状	小学 6 年生までのこどもが対象。
事業の方向性	地域での子育て支援を強化し、依頼会員と提供会員をつなぐ相互援助体制を充実させることで、安心して子育てができる環境を整備する。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	2,427	2,524	2,625	2,730	2,839
確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(13) 妊婦健診事業(妊婦健康診査費助成事業)

事業内容	妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成する事業。
現 状	母子健康手帳交付時に助成券14回分を交付。
事業の方向性	出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するため、医療機関や関連部署との連携を図る。

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	対象人数(人)	2,322	2,268	2,217	2,174	2,135
	健診回数(回/年)	17,415	17,010	16,628	16,301	16,009
確保方策	対象人数(人)	2,322	2,268	2,217	2,174	2,135
	健診回数(回/年)	17,415	17,010	16,628	16,301	16,009

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象とし、情報の提供、家事・養育に関する支援を行う事業。
現 状	援助が必要な家庭にヘルパー派遣を実施。
事業の方向性	家庭が抱える不安・悩みの傾聴及び家事・育児等の一時的な負担を解消し、養育環境を整え、児童虐待の未然防止につなげる。

各年度の量の見込みと確保方策	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	627	627	627	627	627
確保方策	ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容	妊婦等に対し、面談等によって妊婦等の心身の状況や環境等の把握をし、母子保健や子育てに関する情報提供や相談を行い、必要な支援につなげるための事業。
現状	妊娠届出時の面談、妊娠8か月アンケートで希望があった者への面談及び出生届出後の面談、計2～3回の面談を実施。
事業の方向性	安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制を整え、妊娠期の不安を和らげるとともに産後うつや児童虐待の未然防止を図る。

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	対象人数(人)	1,600	1,590	1,580	1,570	1,560
	面談回数(回/年)	4,800	4,770	4,740	4,710	4,680
確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				

※母子保健法に基づく保健指導や新生児訪問指導等、乳児家庭全戸訪問等の他事業の実施機会に合わせて妊婦等包括相談支援を行っています。

(16) 産後ケア事業

事業内容	産後1年以内の母親と乳児に対し、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う事業。
現状	医療機関及び助産所に委託して実施。
事業の方向性	安心して子育てができる支援体制を整え、産後うつや児童虐待の未然防止を図る。

各年度の量の見込みと確保方策		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		660	660	660	660	660
確保方策		ニーズに対応できる体制を確保する。				

(単位:人)

第5章 参考資料

1. 計画の策定に係る市民参画の状況

(1) 加古川市子ども・子育て会議委員

公募による子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成する市の附属機関である「加古川市子ども・子育て会議」において、本計画に係る様々なご意見をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 市民アンケート調査の実施

就学前児童の保護者に「子育て支援に関するアンケート調査」、小学校等就学児童の保護者に「放課後の過ごし方に関するアンケート調査」を実施しました。

◇子育て支援に関するアンケート調査

【対象者】市内の就学前児童(0~5歳)の保護者

【調査期間】令和6年1月22日~2月14日

【調査方法】オンライン方式(無記名)

【回収結果】1,819通(有効回答数:45.4%)

◇放課後の過ごし方に関するアンケート調査

【対象者】市内の小学校等就学児童(小学1・4年生)の保護者

【調査期間】令和6年1月19日~1月31日

【調査方法】質問紙法(無記名)、学校経由による配付・回収

【回収結果】3,573通(有効回答数:84.3%)

(3) パブリックコメント

市民の皆さまの意見や提案を計画に反映させるため、加古川市こども・若者計画(案)に対するパブリックコメントを実施しました。

【募集期間】令和7年1月7日~2月6日

【提案件数】8人から36件

2. 加古川市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属団体等	氏名
(1)子どもの保護者	公募委員	稲田 彩矢香
	公募委員	深川 里衣
	公募委員	宮井 奈穂子
(2)事業主を代表する者	兵庫大学附属加古川幼稚園 園長	浅野 貴路
	願成寺保育園 園長	北野 砂恵子
(3)労働者を代表する者	川崎重工労働組合播州支部 書記長	高瀬 泰雅
(4)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人子育てサポート☆きらりing 理事長	阿部 英美
	一般社団法人関西コミュニケーション・サポートセンター 代表理事	山下 留美
(5)子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	兵庫大学教育学部教育学科 学科長	松田 信樹
	加古川市立野口小学校 校長	江指 容子
(6)関係行政機関の職員	—	—
(7)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	浜の宮民生児童委員協議会 主任児童委員	千堂 千恵
	加古川市PTA連合会 副会長	大橋 裕子

(敬称略)

3. 加古川市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年9月 30 日 条例第 27 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、加古川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市における子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 前各項の規定は、前条に規定する部会の会議について準用する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成2年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1加古川市自立支援給付審査会の部の次に次のように加える。

加古川市子ども・子育て会議

会長 月額 11,000 円

委員 月額 9,000 円

附 則(令和5年3月31日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

=====

加古川市こども・若者計画

令和 7 年 3 月発行

発行 兵庫県加古川市

編集 加古川市 こども部 こども政策課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

TEL : 079-427-9295 (直通)

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/>

=====